

# 経済安全保障推進法改正に関する

## 提言骨子

(基幹インフラ役務の安定提供)

2026年1月16日

経済安全保障法制に関する有識者会議

## 目次

1	基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に向けた取組の現状 .....	2
2	医療分野の追加 .....	2
(1)	背景・改正の必要性 .....	2
(2)	具体化に向けた検討の方向性.....	2
①	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構 .....	2
②	個別の病院.....	3
3	制度運用の改善 .....	4
(1)	新規指定時の経過措置規定の見直し.....	4
(2)	届出が必要な場合の明確化 .....	4
(3)	その他の運用改善.....	4
①	早期・適切な事前相談.....	4
②	その他基本指針や省令等の改正 .....	5

## 1 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に向けた取組の現状

- (ア) 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度（以下「基幹インフラ制度」という。）は、令和4年に成立した経済安全保障推進法（以下「推進法」という。）において規定された14分野で開始した。その後、令和5年7月の名古屋港におけるサイバー攻撃事案などを踏まえ、令和6年に「一般港湾運送事業」を追加する法改正を行い、対象分野が15に広がった。こうした中、医療分野の追加についても、本有識者会議で検討を続けてきた。
- (イ) また、令和6年5月17日に制度運用を開始して以降、約1年半が経過した。この間、基幹インフラ制度の手続や運用について、関係する事業者から、様々な要望が寄せられるとともに、制度を運用する立場である内閣府や事業所管省庁の側でも、見直すべき課題が明らかとなってきた。

## 2 医療分野の追加

### (1) 背景・改正の必要性

- (ア) 医療は、国民生活の基盤となる重要な社会インフラの一つであり、安定的な提供が求められる。
- (イ) より質の高い医療の提供に向け、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構<sup>1</sup>が医療DXの推進の中心的役割を果たすことになる。医療DXの普及・浸透に伴い、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が行う医療DXに関連する業務に支障が生じた場合、医療機関や薬局における円滑な診療・服薬指導等に影響するおそれがある。
- (ウ) 医療機関においても、更なる医療DXの推進によりデジタル化・ネットワーク化が一層進むことが見込まれることから、サイバー攻撃等を受けた場合の影響が現在よりも大きくなり、医療の安定的な提供に支障が生ずる可能性が高まる。
- (エ) このため、基幹インフラ制度に医療分野を追加し、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が行う医療DXに関連する業務及び病院が行う医業・歯科医業を対象にする必要がある。

### (2) 具体化に向けた検討の方向性

#### ① 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構

---

<sup>1</sup>医療法等の一部を改正する法律（令和7年12月12日公布）により、今後、社会保険診療報酬支払基金を改組し、医療DX関連業務と診療報酬の審査支払業務の両方を担うこととなる法人。

- (ア) 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構は、今後、医療DXの推進の中心的役割を果たし、電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス、オンライン資格確認等システムの開発・運用等に係る母体となる予定である。
- (イ) 電子カルテ情報共有サービス・電子処方箋管理サービス及びその基盤となるオンライン資格確認等システムに、多くの医療情報が集積され、医師による診療等に活用されることを踏まえると、これらのシステムが停止した場合、医療機関や薬局における円滑な診療・服薬指導等に支障が生じ、広範囲又は大規模な社会的混乱が生ずるおそれがあると考えられる。
- (ウ) このため、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構を特定社会基盤事業者とし、電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス及びオンライン資格確認等システムに係る設備を特定重要設備とすることが考えられる。

## ② 個別の病院

- (ア) 特定社会基盤事業者については、指定基準の考え方である事業規模（病床数等）及び代替可能性（地域医療において果たす役割や医療提供能力、広域な観点の医療機関機能等のほか、救急医療や災害医療に果たす役割等）の観点から、総合的に検討を行う必要がある。
- (イ) これらを踏まえ、特定社会基盤事業者については、厚生労働大臣による承認要件として高度な医療の提供能力を有すること等が求められ、地域における最後の砦としての機能を有する特定機能病院を念頭に指定することが考えられる。具体的に指定する病院を選定する際には、各特定機能病院の事業規模、広域な観点の医療機関機能のほか、救急医療や災害医療において果たす役割や能力等を考慮する必要がある。
- (ウ) 事業規模が比較的小さい事業者が対象となることや、病院の収入の中心が診療の対価である診療報酬であって、これが公定価格であること等を踏まえ、十分な準備期間を確保する等の観点から、地域性を考慮しつつ、段階的に指定範囲を拡大することが望ましい。具体的には、改正法施行時は1地方につき少なくとも1病院を指定し、改正法施行から3年度目までに各都道府県につき1病院を指定（地域性も考慮し、必要に応じて複数病院を指定）する方向で検討を行うべきである。
- (エ) 特定重要設備については、当該設備が停止した場合の社会的混乱の規模や、患者の生命に直結するか否か等の観点を踏まえ、電子カルテ、手術

部門、集中治療部門に関連する設備から選定する方向で検討を行うべきである。

(才) 基本指針において、事業者からの意見の十分な聴取を行うこと等により、それぞれの事業の実態等を十分に踏まえた制度整備及び運用を行うこととするとされているとおり、設備を選定するに当たってもシステムベンダーの意見を十分に聴取する必要がある。

### 3 制度運用の改善

#### (1) 新規指定時の経過措置規定の見直し

推進法第 53 条により、特定社会基盤事業者の予見可能性の観点から、事業者が新たに指定されてから 6 月間は届出義務が適用されない。この点に関し、制度施行後明らかとなった課題を踏まえ、以下の 2 点について対応する必要がある。

(ア) 6 月間の経過措置期間中は事業者への届出義務規定そのものが適用されず、経過措置期間の満了直後に予定している特定重要設備の導入等について届出を行うことができないことにより手続上の負担や支障が生じている。このため、現在も届出義務の対象となっている指定後 6 月以降の特定重要設備の導入等については、事業者の指定直後から届出を行うことを可能とすべきである。

(イ) 事業承継のように予見可能性が確保されている場合においても、例外なく経過措置が適用される。事業承継等により事業者が指定された場合には、当該事業者に対して経過措置規定を適用しないこととすべきである。

#### (2) 届出が必要な場合の明確化

推進法第 52 条では、特定社会基盤事業者自身やその子会社等が供給する特定重要設備を導入する場合には、届出義務の対象外とされている。この点に関し、特定社会基盤事業者の子会社等以外の他者から調達した構成設備を用いて特定社会基盤事業者が特定重要設備を供給するようなケースでは、届出の要否等が必ずしも明確でない。最終的に特定社会基盤事業者自らが特定重要設備を供給する場合であっても、他者が供給する構成設備を用いるときは、特定妨害行為のおそれが否定できることから事前届出が必要であることを明確化すべきである。

#### (3) その他の運用改善

##### ① 早期・適切な事前相談

導入等計画書の審査に当たって、特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託を行う直前で供給者の変更等の対応を講ずる場合には、設備投資に係る損失の発生や、契約解除等の対応に伴い役務の安定提供に支障等をもたらすおそれがある。このため、届出前から国と事業者が意思疎通を行い柔軟な対応ができるよう、基本指針を改正し、事業者の協力を得ながら、早期・適切な事前相談の実施を促進すべきである。

## ② その他基本指針や省令等の改正

事業者の意見や運用上の課題等を踏まえ、届出事項や手続等を定める省令や、基本指針、技術的解説についても、以下を始めとして、運用改善に向けて見直しを検討すべきである。

(ア) 届出事項である議決権保有割合について、現行省令では届出日の2月以内に確認したものを記載することとしているが、商慣習の実態等を踏まえて、届出日の6月以内に確認したものとする省令改正を検討すべきである。

(イ) 届出様式の作成や届出に添付する証跡書類の提出等について、証跡書類の一部省略や届出のシステム化等の可能性を含めて、事業者の事務負担軽減につながる方策を検討すべきである。